

当院の施設基準一覧

当院では、厚生労働省が定める施設基準に基づき、以下の届出を行っております。患者様に質の高い医療を提供するため、適切な体制整備に努めています。

- **在宅療養支援診療所（3）**

24 時間 365 日、緊急時の往診や連絡に対応できる体制を整えています。

- **在宅時医学総管理料 および 施設入居時等医学総管理料**

通院が困難な患者様に対し、計画的な医学管理のもと定期的に訪問診療を行います。

- **在宅がん医療総合診療料/がん性疼痛緩和指導管理料**

末期がん等の患者様に対し、痛みや苦痛を和らげるための緩和ケアを専門的に実施します。

- **時間外対応加算 1**

継続的に診察している患者様からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる体制を整えております。緊急時の連絡先等については、院内掲示や文書でお知らせしていますので、ご確認ください。

- **機能強化加算**

当院は「かかりつけ医」として、他院のお薬の把握、専門医へのご紹介、健康相談や夜間・休日の対応などを行い、地域の身近な総合相談窓口としての役割を果たしています。

- **情報通信機器を用いた診療に係る基準**

情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）を行っております。なお、初診の場合には向精神薬の処方を行っておりません。

- **在宅医療 DX 情報活用加算 2**

オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。マイナ保険証の促進など、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

- **在宅医療情報連携加算**

患者様の同意の上、訪問看護師やケアマネジャー等と、情報通信技術を活用して情報を共有する体制を取っています。

- **電子的診療情報連携体制整備加算 3**

当院では医療 DX を推進し、質の高い医療を提供するための体制を整えています。オンライン資格確認により取得した診療情報を診療室等で閲覧・活用して診療を行うほか、マイナ保険証の利用促進を行っています。

- **一般名処方加算**

後発医薬品があるお薬については、商品名ではなく一般名処方（有効成分の名称で処方すること）を実施することがあります。これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

- **明細書発行体制等加算**

個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない方は窓口へお申し出ください。

- **在宅療養実績加算 1**

厚生労働省が定める、在宅医療の実績がある医療機関として認められています。24 時間 365 日、いつでも安心して自宅療養を任せられる体制を整えています。